

「(ひろぎん)ビジネス Web サービスご利用規定」の改定内容 (2024 年 4 月 15 日改定)

改定前	改定後
<p><b>定義</b></p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(3)ご利用口座</p> <p>a.代表口座兼手数料決済口座</p> <p>各種照会口座、および振込・振替、総合振込、給与(賞与)振込、地方税納入の資金引落口座として契約者が指定した当行本支店の契約者ご本人名義の普通預金口座、あるいは当座預金口座とします。</p> <p>なお、本口座は、月間基本料、振込手数料及び地方税納入手数料を引落す手数料決済口座とします。</p> <p>b.支払指定口座(照会口座)</p> <p>各種照会口座、および振込・振替の資金引落口座として契約者が指定した当行本支店の契約者ご本人名義(契約者の支店名義・営業所名義等を含む)の普通預金口座、あるいは当座預金口座とします。</p> <p>(以下、省略)</p>	<p><b>定義</b></p> <p>(1)～(2) (変更なし)</p> <p>(3)ご利用口座</p> <p>a.代表口座兼手数料決済口座</p> <p>各種照会口座、および振込・振替、総合振込、給与(賞与)振込、地方税納入の資金引落口座として契約者が指定した当行本支店の契約者ご本人名義の普通預金口座、あるいは当座預金口座とします。</p> <p>なお、本口座は、月間基本料、振込手数料及び地方税納入手数料を引落す手数料決済口座とします。</p> <p>b.支払指定口座(照会口座)</p> <p>各種照会口座、および振込・振替、<u>総合振込、給与(賞与)振込</u>の資金引落口座として契約者が指定した当行本支店の契約者ご本人名義(契約者の支店名義・営業所名義等を含む)の普通預金口座、あるいは当座預金口座とします。</p> <p>(以下、変更なし)</p>
<p>「データ伝送サービス」</p> <p>2.総合振込サービス</p> <p>(1) サービスの内容</p> <p>当行は契約者からの依頼による「データ伝送サービス」を利用した総合振込事務を受託します。</p> <p>① 総合振込の引落口座は「代表口座兼手数料決済口座」として登録されている普通預金口座、当座預金口座とします。振込先として指定できる取扱店は当行の国内本支店および提携金融機関の国内本支店とします。</p> <p>② 振込の受付にあたっては、当行所定の振込手数料をお支払いいただきます。</p> <p>③ 振込依頼は、あらかじめ指定された日時までに所定の方法で行ってください。</p> <p>④ 当行は振込受取人に対し、入金通知は行いません。</p> <p>⑤ 当行への振込依頼に際しては、事前に入金指定口座の確認を行ってください。</p> <p>⑥ 契約者の依頼にもとづき当行が発信した振込について、振込先の金融機関から当行に対して振込内容の照会があった場合には、当行は依頼内容について契約者に照会することがありますので、速やかに回答してください。当行の照会に対して相応の期間内に回答が無かった場合、または不適切な回答があった場合は、これによって生じた損害について当行は責任を負いません。</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>「データ伝送サービス」</p> <p>2.総合振込サービス</p> <p>(1) サービスの内容</p> <p>当行は契約者からの依頼による「データ伝送サービス」を利用した総合振込事務を受託します。</p> <p>① 総合振込の引落口座は<u>当行所定の書面により届出る</u>普通預金口座、当座預金口座とします。振込先として指定できる取扱店は当行の国内本支店および提携金融機関の国内本支店とします。</p> <p>② 振込の受付にあたっては、当行所定の振込手数料をお支払いいただきます。</p> <p>③ 振込依頼は、あらかじめ指定された日時までに所定の方法で行ってください。</p> <p>④ 当行は振込受取人に対し、入金通知は行いません。</p> <p>⑤ 当行への振込依頼に際しては、事前に入金指定口座の確認を行ってください。</p> <p>⑥ 契約者の依頼にもとづき当行が発信した振込について、振込先の金融機関から当行に対して振込内容の照会があった場合には、当行は依頼内容について契約者に照会することがありますので、速やかに回答してください。当行の照会に対して相応の期間内に回答が無かった場合、または不適切な回答があった場合は、これによって生じた損害について当行は責任を負いません。</p> <p>(以下、変更なし)</p>